

令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー (給与所得者の方用)

STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認

Start!

令和5年11月30日以前の入社の方

「令和6年分の扶養控除等申告書」を提出し、主に桜十字から給与の支払いを受けていますか？

令和5年12月1日～令和6年6月1日の入社の方

入社時に「令和6年分の扶養控除等申告書」を提出し、主に桜十字から給与の支払いを受けていますか？

Yes

あなたに同一生計配偶者、控除対象扶養親族、または、16歳未満の扶養親族はいますか？

Yes

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から、あなた本人分の30,000円と同一生計配偶者等の人数×30,000円の合計額が控除されます。(注)

○定額減税額の例
同一生計配偶者等が
1人の場合：60,000円
2人の場合：90,000円
3人の場合：120,000円
4人の場合：150,000円



No

No

扶養控除等申告書を提出し、6月1日時点において、主に他社から給与の支払いを受けている場合は、桜十字にて定額減税を受けることはできません。主に給与の支払いを受けている会社、または確定申告で定額減税を受けることができます。

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から30,000円が控除されます。

STEP 2 に進む

(注) 6月1日以後最初に支払われる給与に対する源泉所得税額から控除しきれなかった定額減税は、以後の7月以降の給与または賞与に対する徴収税額から順次控除されます。また、令和6年12月までに控除しきれない分は、市区町村において給付されます。

STEP 2 必要な手続の確認

勤務先に提出済の「扶養控除申告書」に扶養者について記載をしていますか？



Yes

No

追加の手続はありません。
※勤務先において、提出済の扶養控除等申告書に基づいて定額減税額が計算されます。

勤務先に提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等を、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除される定額減税額の計算に含める場合は、その同一生計配偶者等について当てはまるものを下の表から選択し、該当する申告書を勤務先に提出してください。

控除対象 扶養親族	16歳未満 の 扶養親族	同一生計配偶者	
		令和6年中の <u>合計所得金額</u> の見積額が48万円以下である <u>源泉控除対象配偶者</u>	あなたの令和6年中の合計所得金額が90万円超と見込まれる場合の同一生計配偶者

扶養控除等申告書に記載していない扶養者がいる場合は、管理者にお申し出ください。扶養控除申告書をお渡しいたします。記入後は管理者にご提出いただき、管理者はメールにPDFで添付の上、本部給与担当宛てに**6月3日必着**で提出してください。間に合わなかった場合は返却させていただきます、年末調整で対応いたします。

すでに対象者に「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を配布済み。